

後期高齢者医療制度

保険料について

平成22年度後期高齢者医療保険料の確定通知を7月中旬に郵送します。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して個人単位で計算されます。

所得の低い方や、後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険の被扶養者だった方の保険料は、減額して計算されま

す。
愛知県の広域連合の保険料（平成22・23年度）

均等割額 41,844円	+	所得割額 (総所得金額等 - 33万円) × 7.85%	=	保険料額 (賦課限度額50万円)
-----------------	---	---------------------------------	---	---------------------

保険料の納め方

- ・ 年金額が年額18万円以上であって介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。... 特別徴収
年度の途中で転入、75歳になった方などは、一定期間特別徴収となりません。
- ・ 口座振替や納付書などで個別に納付していただきます。... 普通徴収
が納付月

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収												
普通徴収												

保険料の支払方法の選択

「年金からの支払（特別徴収）」に替えて「口座振替」を選択することができます。

希望される方は、支払方法変更の申請と口座振替の手続きが必要です。

支払方法変更の手続き

預金通帳、通帳印、保険証を持参し、保険課で手続きをしてください。

振替口座の名義人の方に社会保険料控除が適用になります。

保険証の更新について

現在、皆さんが使用している保険証の有効期限は7月31日です。

8月1日から使用していただく保険証を7月中旬から簡易書留郵便で郵送します。

保険証は、有効期限を過ぎると使用できませんので、8月1日以降に医療機関などで受診されるときは、必ず新しい保険証を提示してください。

保険証の色が、若草色から青色に変わります。

有効期限の過ぎた保険証は、8月以降役場へ来る際に返却していただくか、自分で破棄してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

現在、減額認定証を持っている方のうち、平成22年度も引き続き住民税非課税世帯の方は、更新の手続きは不要で自動的に更新されます。7月下旬に減額認定証を送付します。

医療機関にかかるときの自己負担は？

被保険者の方が医療機関にかかるときは、医療費の一部を負担することになります。

自己負担の割合は、世帯の前年の所得をもとに、8月から翌年7月までの判定をします（毎年、所得の状況により判定します）。ただし、判定後に所得更正（修正）があった場合は、8月に遡って再判定します。

世帯員の異動（死亡、転入、転出など）があったときは、随時再判定を行い、割合が変わる場合があります。原則、異動のあった月の翌月から適用されます。

一般、区分、区分の方 ... 1割負担

現役並み所得のある方 ... 3割負担

詳しくは下記参照

現役並み所得のある方（3割負担）と判定された場合でも、以下の場合には申請により翌月（申請日が1日の場合は当月）から「一般」（1割負担）の負担区分が適用されます。

被保険者の方が1人の世帯	...	被保険者の収入額が383万円未満のとき
被保険者の方が1人で、その被保険者の収入額が383万円以上であって、かつ同じ世帯に後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している70歳から74歳までの方がいる世帯	...	被保険者と70歳から74歳までの方の収入額の合計が520万円未満のとき
被保険者の方が2人以上いる世帯	...	被保険者の収入額の合計が520万円未満のとき